

盛岡市監査委員告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 27 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 28 年 9 月 28 日付け 28 盛監第 39 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 教育機関に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工藤 由春
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 9 月 28 日付け 28 盛監第 39 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（学校名 河南中学校，渋民中学校）
 - （1）時間外勤務手当の支給に当たり，時間外・休日勤務命令表の勤務区分の記載誤りにより，支給額に誤りのあるものが見られたので，適正な事務の執行を求める。（河南中学校）
 - （2）旅費の支給に当たり，承認を得た私有車使用に対して，鉄道賃で算出している事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。（渋民中学校）
- 2 措置の状況
 - （1）措置の内容
 - ア 支給額に誤りのあった時間外勤務手当の不足額について，平成 28 年 11 月 25 日に追給を行った。（河南中学校）
 - イ 私有車使用が認められている旅費について，車賃で算出した正しい金額を確認し，平成 28 年 12 月 16 日に追給を行うこととした。（渋民中学校）
 - （2）原因及び再発防止策の内容
 - ア 本人，庶務担当者及び決裁権者の確認不足が原因である。
今後は，勤務命令時の確認を徹底するよう職員を指導するとともに，集計時の確認を本人，庶務担当者及び決裁権者の複数で行うことを徹底し，再発の防止に努める。（河南中学校）
 - イ 本人，庶務担当者及び決裁権者の，承認を得た私有車使用に係る旅費算定に関

する認識不足が原因である。

今後は、旅行命令時の確認を徹底するよう職員を指導するとともに、集計時の確認を本人、庶務担当者及び決裁権者の複数で行うことを徹底し、再発の防止に努める。(渋民中学校)